

(別添2)

○ 精神障害者の移送に関する事務処理基準について (平成12年3月31日 障第243号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知) 【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現行
<p>障 発 第 2 4 3 号 平成12年3月31日 一部改正 障 発 第 3 3 5 号 平成13年8月6日 一部改正 障 発 第0325002号 平成17年3月25日 一部改正 障 発 第1222003号 平成18年12月22日 一部改正 障 発 第0526002号 平成20年5月26日 一部改正 <u>障 発 0311第 6 号</u> <u>平成26年3月11日</u></p>	<p>障 発 第 2 4 3 号 平成12年3月31日 一部改正 障 発 第 3 3 5 号 平成13年8月6日 一部改正 障 発 第0325002号 平成17年3月25日 一部改正 障 発 第1222003号 平成18年12月22日 一部改正 障 発 第0526002号 平成20年5月26日</p>
<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 厚生省大臣官房障害保健福祉部長</p>	<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 厚生省大臣官房障害保健福祉部長</p>
<p>精神障害者の移送に関する事務処理基準について (略)</p>	<p>精神障害者の移送に関する事務処理基準について (略)</p>
<p>別紙 精神障害者の移送に関する事務処理基準 第一 措置入院のための移送について 1 (略) 2 指定医の診察に係る事前調査 (1) (略) (2) <u>家族等又は現に保護の任に当たっている者への連絡</u> (1)により都道府県職員を派遣する場合には、事前に<u>家族等</u>(法第33条第2項に規定する家族等をいう。以下同じ。)又は現に事前調査の対象者の<u>保護の任に当たっている者に</u></p>	<p>別紙 精神障害者の移送に関する事務処理基準 第一 措置入院のための移送について 1 (略) 2 指定医の診察に係る事前調査 (1) (略) (2) <u>保護者等への連絡</u> (1)により都道府県職員を派遣する場合には、事前に<u>保護者等</u>に対してあらかじめその旨を連絡するものとする。</p>

対してあらかじめその旨を連絡するものとする。

(3) 事前調査の実施

派遣された都道府県職員は、速やかに以下のいずれの場合においても指定医の診察の必要性を判断するための事前調査を行い、状況を把握するとともに、できる限り家族等又は事前調査の対象者の支援を行っている者等及び事前調査の対象者に主治医がいる場合には当該主治医と連絡をとり、それまでの治療状況等について把握に努めるものとする。

①～② (略)

(4) (略)

(5) 事前調査票の記載

(略)

①～⑤ (略)

⑥ (略)

3～5 (略)

第二 医療保護入院及び応急入院のための移送について

1～2 (略)

3 指定医の診察に係る事前調査

(1) (略)

(2) 家族等又は現に保護の任に当たっている者への連絡

(略)

(3) (略)

なお、当該事前調査の対象者が事前調査を行うことができる状態にあることと、直ちに入院させなければ当該者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であることは矛盾するものではなく、例えば、具体的には医療保護入院及び応急入院のための移送の対象者は以下のような病状のものであること。

・当該精神障害による幻覚、妄想等の病状の程度が重篤であること

・自己の健康若しくは安全の保持に深刻な困難が生じていること又は直ちに入院治療を行わなければ状態が更に深刻な悪化をする可能性が高いこと

・入院治療によって当該精神障害による病状について一定以上の治療効果が期待できること

(4) 事前調査票の記載

(略)

①～④ (略)

⑤ 法第20条の規定による入院が行われる状態にあるか否か

(3) 事前調査の実施

派遣された都道府県職員は、速やかに以下のいずれの場合においても指定医の診察の必要性を判断するための事前調査を行い、状況を把握するとともに、できる限り保護者若しくは扶養義務者並びに事前調査の対象者に主治医がいる場合には当該主治医と連絡をとり、それまでの治療状況等について把握に努めるものとする。

①～② (略)

(4) (略)

(5) 事前調査票の記載

(略)

①～⑤ (略)

⑥ 保護者の氏名及び住所等

⑦ (略)

3～5 (略)

第二 医療保護入院及び応急入院のための移送について

1～2 (略)

3 指定医の診察に係る事前調査

(1) (略)

(2) 保護者等への連絡

(略)

(3) (略)

(4) 事前調査票の記載

(略)

①～④ (略)

⑤ 法第22条の3の規定による入院が行われる状態にあるか

の判断

⑥ 家族等のうちいずれかの者の氏名及び住所等

⑦ 医療保護入院のための移送に係る家族等のうちいずれかの者の同意の確認

⑧～⑪ (略)

4 移送の実施

(1) (略)

(2) 移送に関する告知

派遣された都道府県職員は、移送の対象となる者を実際に車両等を用いて搬送する以前に、書面により、移送の対象者に対して法第34条第4項に規定する事項を知らせなければならないこととする。また、家族等のうちいずれかの者等に対しても移送を行う旨等を知らせよう努めるものとする。

(3)～(9) (略)

5 指定医の診察

(1)～(6) (略)

(7) 居宅への立ち入り

医療保護入院及び応急入院のための移送に係る診察を居宅において行うことについて、家族等がいる場合には、それらの者の協力を得て居宅で診察を行うことができるものとする。

家族等が存在しない場合には、措置入院の手続きをとる必要があると認められない限りは本人の了解を得ないで居宅で診察することはできないものとする。

6～7 (略)

第三 その他の留意事項について

1～4 (略)

5 関係機関との連絡調整

都道府県知事は、法第29条の2の2及び法第34条に規定する移送を行う体制の整備に当たって、精神科救急医療体制連絡調整委員会の中で関係機関と連絡調整を行う等、円滑な移送が行われる体制を整備すること。また、実際に移送を行うに当たっても、精神科救急情報センター等を整備することによって、都道府県職員の派遣から入院まで、移送に係る情報を収集し、円滑な移送が行われるための連絡調整機能を整備すること。

6 (略)

否かの判断

⑥ 保護者の氏名及び住所等

⑦ 医療保護入院のための移送に係る保護者の同意の確認

⑧～⑪ (略)

4 移送の実施

(1) (略)

(2) 移送に関する告知

派遣された都道府県職員は、移送の対象となる者を実際に車両等を用いて搬送する以前に、書面により、移送の対象者に対して法第34条第4項に規定する事項を知らせなければならないこととする。また、保護者等に対しても移送を行う旨等を知らせよう努めるものとする。

(3)～(9) (略)

5 指定医の診察

(1)～(6) (略)

(7) 居宅への立ち入り

医療保護入院及び応急入院のための移送に係る診察を居宅において行うことについて、保護者、扶養義務者又は同居の親族がいる場合には、保護者等の協力を得て居宅で診察を行うことができるものとする。

保護者等が存在しない場合には、措置入院の手続きをとる必要があると認められない限りは本人の了解を得ないで居宅で診察することはできないものとする。

6～7 (略)

第三 その他の留意事項について

1～4 (略)

5 関係機関との連絡調整

都道府県知事は、法第29条の2の2及び法第34条に規定する移送を行う体制の整備に当たって、精神科救急医療システム連絡調整委員会の中で関係機関と連絡調整を行う等、円滑な移送が行われる体制を整備すること。また、実際に移送を行うに当たっても、精神科救急情報センター(仮称)等を整備することによって、都道府県職員の派遣から入院まで、移送に係る情報を収集し、円滑な移送が行われるための連絡調整機能を整備すること。

6 (略)

(様式1)
措置入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票

- ◆ 事前調査票 (略)
- ◆ 移送記録票 (略)

(様式2) (略)

(様式3)
医療保護入院及び応急入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票

(略)

相 談 者	1 家族等のうちいずれかの者 2 行政機関() 3 その他()
-------	---

◆ 事前調査票

(略)	
家族等のうちいずれかの者の同意の有無	1 有 2 無
(略)	

(様式1)
措置入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票

- ◆ 事前調査票 (略)
- ◆ 移送記録票 (略)

保 護 者	氏名			続柄	生年 月 日	年 月 日 (満 歳)
	住所	都道	郡市	町村		
		府県	区	区		
選任	年	月	日			

(様式2) (略)

(様式3)
医療保護入院及び応急入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票

(略)

相 談 者	1 保護者 2 扶養義務者 3 行政機関() 4 その他()
-------	---

◆ 事前調査票

(略)	
保護者の同意の有無	1 有 2 無
(略)	

◆ 移送記録票
(略)

同意をした家族等	氏名	(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平	年 月 日生	
		(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平	年 月 日生	
	住所	都道 府県	都市 区	町村 区			
		都道 府県	都市 区	町村 区			
1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 昭和・平成 年 月 日) 8 市町村長							

記載上の留意事項

- 1 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 2 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。

(様式4)～(様式7) (略)

◆ 移送記録票
(略)

保護者	氏名	(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日 (満 歳)
	住所	都道 府県	都市 区	町村 区	
	選任	年 月 日			

(様式4)～(様式7) (略)